

骨子案

第3章

各論Ⅱ

障害福祉計画

障害児福祉計画

障害福祉計画・障害児福祉計画の体系

項目1	項目2	項目3	頁
1. 国の基本指針に基づく成果目標の設定	(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行		
	(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		
	(3) 福祉施設から一般就労への移行等		
	(4) 障害児支援の提供体制の整備等		
	(5) 地域生活支援の充実		
	(6) 相談支援体制の充実・強化等		
	(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組		
2. 障害福祉サービス等の見込量	(1) 訪問系サービス	① 居宅介護	
		② 重度訪問看護	
		③ 同行援護	
		④ 行動援護	
		⑤ 重度障害者包括支援	
	(2) 日中活動系サービス	① 生活介護	
		② 自立訓練（機能訓練）	
		③ 自立訓練（生活訓練）	
		④ 就労選択支援	
		⑤ 就労移行支援	
		⑥ 就労継続支援（A型）	
		⑦ 就労継続支援（B型）	
		⑧ 就労定着支援	
		⑨ 療養介護	
		⑩ 短期入所（ショートステイ）	
		⑪ 精神障害者の自立訓練	
		⑫ 重度障害者の生活介護	
		⑬ 重度障害者の短期入所	
	(3) 居住支援・施設系サービス	① 自立生活援助	
		② 共同生活援助（グループホーム）	
		③ 施設入所支援	
		④ 精神障害者の自立生活援助	
		⑤ 精神障害者の共同生活援助	
		⑥ 重度障害者の共同生活援助	
	(4) 相談支援	① 計画相談支援	
		② 地域移行支援	
		③ 地域定着支援	
		④ 精神障害者の地域移行支援	
		⑤ 精神障害者の地域定着支援	

項目1	項目2	項目3	頁
3. 障害児福祉サービス等の見込量	障害児福祉サービス等	①児童発達支援	
		②放課後等デイサービス	
		③保育所等訪問支援	
		④居宅訪問型児童発達支援	
		⑤障害児相談支援	
		⑥医療的ケア児コーディネーターの設置	
4. 地域生活支援事業等の見込量	(1) 必須事業	①理解促進研修・啓発事業	
		②自発的活動支援事業	
		③相談支援機能強化事業・基幹相談支援センター等機能強化事業	
		④成年後見制度利用支援事業	
		⑤成年後見制度法人後見支援事業	
		⑥意思疎通支援事業(手話通訳者の設置・派遣、要約筆記者の派遣)	
		⑦手話奉仕員養成研修事業	
		⑧日常生活用具給付等事業	
		⑨移動支援事業	
		⑩地域活動支援センター機能強化事業	
	(2) 任意事業	①訪問入浴サービス事業	
		②日中一時支援事業	
		③障害児放課後対策事業(クリオネクラブ)	
		④芸術・文化講座開催等事業(障がい者作品展)	
		⑤障害者自動車運転免許取得助成事業	
		⑥身体障害者用自動車改造費助成事業	
		⑦更生訓練費給付事業	
	(3) その他の事業	①発達障害者等に対する支援	
		②印西市救急医療情報キット配布事業	
		③視覚障害者支援事業	
		④最重度強度行動障害者特別支援補助金助成事業	
		⑤精神に障がいや悩みのある人への支援	

1. 国の基本指針に基づく成果目標の設定

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

障害者支援施設などに入所している障がいのある方が、自立訓練事業等の利用を経て、グループホームや一般住宅など地域生活への移行を進めるため、目標値を設定します。

【国の基本指針】

○施設入所者の地域生活への移行

2029（令和11）年度末時点で、2025（令和7）年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行

○施設入所者の削減

2029（令和11）年度末時点で、2025（令和7）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

【市の目標】

入所者や家族の意向を確認するとともに、地域移行支援サービスや「ふれあいサポートセンターいんざい」の自立訓練（生活訓練）等を活用し、地域移行を推進します。

【現状】2025（令和7）年度末時点の施設入所者数 ○○人		
項目	目標値	考え方
2029（令和11）年度末時点の地域生活移行者数	○○人	2025（令和7）年度末時点の施設入所者数の6%以上
2029（令和11）年度末時点の施設入所者削減数	○○人	2025（令和7）年度末時点の施設入所者数の5%以上

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神に障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育（普及・啓発）が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指します。

計画的に地域の基盤を整備するとともに、広域及び市町村ごとの保健、医療、福祉関係者及び当事者による協議の場を設置し、精神科医療機関、その他の医療機関、地域支援事業者、市町村等の重層的な連携による支援体制を構築するために目標を設定します。

【国の基本指針】

- 精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数
2029（令和 11）年度における目標値 319.3 日以上
- 精神病床における１年以上長期入院患者数
2029（令和 11）年度末における長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満、75 歳以上、40 歳以上の認知症である者）を国が提示する推計式を用いて設定する。（都道府県）
- 退院患者の精神病床への 30 日以上の再入院率
退院後 90 日時点 10.3%以下
退院後 180 日時点 17.4%以下
退院後 365 日時点 25.7%以下 ※いずれも 2029（令和 11）年度時点
- 心のサポーター数
2033（令和 15）年度末までに 100 万人以上

【市の目標】

地域共生社会の理念のもと、精神に障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域自立支援協議会を中心として関係機関と重層的に連携し、医療、障がい福祉、教育（普及・啓発）等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を進めます。

活動指標	単位	実績	第8期計画		
		2025	2027	2028	2029
①保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	回数				
②保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	実人数				
③保健、医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回数				
④心のサポーター養成研修実施回数《新規》	回数				
⑤精神障害者の地域移行支援利用者数	実人数				
⑥精神障害者の地域定着支援利用者数	実人数				
⑦精神障害者の共同生活援助の利用者数	実人数				
⑧精神障害者の自立生活援助利用者数	実人数				
⑨精神障害者の自立訓練（生活訓練）利用者数	実人数				
⑩精神障害者の短期入所利用者数《新規》	実人数				

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

障がいのある方の一般企業での就労を進めていくため、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、一般就労に移行する者の目標値を設定します。

【国の基本指針】

○就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

2024（令和6）年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上

事業別：就労移行支援 1.14倍以上

就労継続支援A型 1.52倍以上

就労継続支援B型 1.67倍以上

○就労移行支援事業所のうち、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：全体の5割以上

○就労定着支援の利用者数

2024（令和6）年度利用実績の1.47倍以上

○就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所

全体の2割5分以上

○就労選択支援事業所を協議会の設置圏域ごとに一事業所以上設置

○就労選択支援の利用者数

2029（令和11）年度に8万2千人以上

【市の目標】

一般就労への移行に向け、就労支援事業所や市の就労相談員、サービス利用計画相談員等と連携し、継続的に支援を行います。また、障がいのある方が自身の就労面での課題を把握し、本人の状況に適した就労支援や就労先を見つけられるよう、就労選択支援事業の積極的な利用を促します。

項目		単位	実績	第8期計画		
			2024	2027	2028	2029
①一般就労への移行者（全体）		人数				
	うち就労移行支援	人数				
	うち就労継続支援A型	人数				
	うち就労継続支援B型	人数				
②2029（令和11）年度の市内の就労移行支援事業所のうち、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所		割合				5割
③就労定着支援事業の新規利用者		人数				
④就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所		割合				
⑤就労選択支援事業所を協議会の設置圏域ごとに一事業所以上設置《新規》		有無				
⑥就労選択支援の利用者数《新規》		人数				

(4) 障害児支援の提供体制の整備等

障がいのある子どもに対して、年齢や障がいの程度に応じた支援を重層的に提供するため、児童発達支援センターを中心として、地域における支援体制のあり方や位置づけを検討します。また、特別な支援が必要となる重症心身障害児や医療的ケア児についても、包括的な支援を行います。

【国の基本指針】

○2029（令和 11）年度末までに、各市町村において、次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保する。

- ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
- ③地域のインクルージョン（地域社会への参加・包容）推進の中核としての機能
- ④地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

○インクルージョン推進のため、2029（令和 11）年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。

○重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、2029（令和 11）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一カ所以上確保する。

○医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、2029（令和 11）年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

○地域における多様な障害児及びその家族を支援する観点から、2029（令和 11）年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保する。

【市の目標】

国の基本指針に沿って子ども発達センター（児童発達支援センター）の機能を強化し、地域の中核としての役割を果たせる体制を整えます。重症心身障害児や医療的ケア児への支援体制の強化を図ります。

項目	第8期計画
	市の取組
①児童発達支援センターの中核的な支援機能の確保《新規》	
②インクルージョン推進のため、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置《新規》	
③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を一カ所以上確保	
④医療的ケア児について、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、コーディネーターを配置	
⑤障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保《新規》	

（５）地域生活支援の充実

障がいのある人の地域生活を支援するため、相談や体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等の機能を集約した拠点（地域生活支援拠点等）の充実が求められています。

【国の基本指針】

○地域生活支援拠点等を 2029（令和 11）年度末までに整備する

○地域生活支援拠点等の充実

コーディネーターを配置すること、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者を配置すること、及び、年 1 回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況（地域生活支援拠点等の各機能が果たされているかの状況）を検証及び検討する。

○強度行動障害者への支援体制の整備

2029（令和 11）年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備する。

【市の目標】

障がいのある人の重度化や高齢化、「親亡き後」の支援体制を確保していくため、地域生活支援拠点等の機能の拡充について、年 1 回以上、運用の検証を行います。

項目	実績
	第 8 期計画
①地域生活支援拠点等の整備	
②コーディネーター等の配置	
③年 1 回以上の運用状況の検証	
④強度行動障害を有する者の支援ニーズの把握及び支援体制の構築	

（６）相談支援体制の充実・強化等

障害福祉サービスの利用者の増加とともに、計画相談支援の利用も伸びています。しかし、１事業所あたりの相談支援専門員が少ないなど、課題も存在します。地域の相談支援体制の充実を図るための目標を設定します。

【国の基本指針】

- 2029（令和 11）年度末までに、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、協議会の設置・整備を行い、これらの連携を行う。
- 基幹相談支援センターが協議会の運営に関与する等により、個別事例の検討を通じて障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保する。
- セルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、2029（令和 11）年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにする。

【市の目標】

基幹相談支援センター及び地域自立支援協議会を中心に、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保を図ります。また、個別事例の検討を通じ、地域サービス基盤の開発・改善を進めます。

項目	実績
	第 8 期計画
①基幹相談支援センターの設置・整備	
②地域生活支援拠点等の設置・整備	
③協議会の設置・整備	
④基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、協議会の連携《新規》	
⑤セルフプランの分析及び相談支援体制の充実・強化等を図り、のぞまないセルフプランの件数をゼロにする《新規》	

活動指標	単位	実績	第8期計画		
		2025	2027	2028	2029
①基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込み《新規》	人数				
②基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の、管内の全ての相談支援事業所に占める割合《新規》	割合				
③基幹相談支援センターによる協議会の運営への関与の有無の見込み《新規》	有無				
④地域自立支援協議会の実施回数	回数				
⑤地域自立支援協議会の専門部会の設置数の見込み	設置数				
⑥地域自立支援協議会の専門部会の実施回数の見込み	回数				
⑦個別事例の検討を通じて抽出された課題を踏まえ、地域における障害者の支援体制の整備等について、協議会の議題とした数《新規》	議題数				

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

近年、障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することがより一層求められることから、障害福祉サービス等の質の向上を図るための目標を設定します。

【国の基本指針】

- 利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うため、都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。
- 自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。

【市の目標】

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業者と共有する体制を活用していきます。

活動指標	単位	実績	第8期計画		
		2025	2027	2028	2029
①都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込み	人数				
②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有無				

2. 障害福祉サービス等の見込量

計画期間の各年度における障害福祉サービスの種類ごとの見込量について、利用実績や今後の人口動態等を踏まえて算出しています。

(1) 訪問系サービス

項目	単位	実績	第8期計画			
内容		2025	2027	2028	2029	
①居宅介護 居宅介護支援員（ホームヘルパー）が、障がいのある人の居宅を訪問し、入浴、排泄または食事の介護等を行います。	実人 ／月					
	時間 ／月					
②重度訪問看護 重度の肢体不自由者、または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有し、常時介護を要する方に対し、居宅における入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動中の介護等を総合的にを行います。	実人 ／月					
	時間 ／月					
③同行援護 視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に対し、移動及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排泄・食事等の介護、その他外出する際に必要とする援助を行います。	実人 ／月					
	時間 ／月					
④行動援護 知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する方に対して、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。	実人 ／月					
	時間 ／月					
⑤重度障害者等包括支援 常時介護を要する障がいのある人で介護の必要の程度が著しく高い方に対し、居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供します。	実人 ／月					
	時間 ／月					

※ 実人／月 ＝ 1カ月あたりの利用者数の平均

※ 時間／月 ＝ 1カ月あたりの総利用時間の平均

(2) 日中活動系サービス

項目	単位	実績	第8期計画			
内容		2025	2027	2028	2029	
①生活介護 常時介護を必要とする障がいのある人に対し、主として昼間において、障害者支援施設等で行われる入浴、排泄または食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行います。	実人 ／月					
	時間 ／月					
②自立訓練(機能訓練) 身体障がいのある人を対象として、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事等の訓練を実施し、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて地域生活への移行を目指します。	実人 ／月					
	時間 ／月					
③自立訓練(生活訓練) 知的障がいのある人・精神障がいのある人を対象として、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施するとともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて地域生活への移行を目指します。	実人 ／月					
	時間 ／月					
④就労選択支援 障がいのある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。	実人 ／月					
⑤就労移行支援 就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対し、一定期間(2年間)にわたり、事業所内や企業における生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。また、適性や意向にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。	実人 ／月					
	時間 ／月					

項目		単位	実績	第8期計画			
内容			2025	2027	2028	2029	
⑥就労継続支援(A型)							
65 歳未満の障がいのある人に対し、事業所との雇用契約に基づく生産活動等を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。また、就労に必要な知識・能力が備わった方には一般就労に向けた支援を行います。		実人 ／月					
		時間 ／月					
⑦就労継続支援(B型)							
一般企業等での就労が困難な障がいのある人に対し、雇用契約を結ばずに生産活動等の機会を提供します。知識・能力の高まった方には就労に向けた支援を行います。		実人 ／月					
		時間 ／月					
⑧就労定着支援							
就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境の変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。		実人 ／月					
⑨療養介護							
医療を要し、常時介護を必要とする障がいのある人のうち、主として昼間において、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。		実人 ／月					
⑩短期入所(ショートステイ)	福祉型	実人 ／月					
		時間 ／月					
	医療型	実人 ／月					
		時間 ／月					
⑪精神障害者の自立訓練							
精神に障がいのある人を対象に、日常生活を営む為に必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等を行います。		実人 ／月					

項目		単位	実績			
内容			2025	2027	2028	2029
⑫重度障害者の生活介護 重度障害者に対して、主として昼間、障害者支援施設等において、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、その他必要な日常生活の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活上向上のために必要な支援を提供します。		実人／月				
	うち強度行動障害	実人／月				
	うち高次脳機能障害	実人／月				
	うち医療的ケアを必要とする者	実人／月				
⑬重度障害者の短期入所（福祉型） 重度障害者を対象に、居宅において介護を行う方の疾病その他の理由により、十分な介護ができない場合に、短期間入所していただき、入浴、排泄または食事の介護等を行います。		実人／月				
	うち強度行動障害	実人／月				
	うち高次脳機能障害	実人／月				
	うち医療的ケアを必要とする者	実人／月				

(3) 居住支援・施設系サービス

項目		単位	実績	第8期計画			
内容			2025	2027	2028	2029	
①自立生活援助		実人 ／月					
入所施設から一人暮らしに移行した人に対して、定期的な訪問を行い、生活面の課題や体調を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。							
②共同生活援助(グループホーム)		実人 ／月					
地域において自立した生活を営むうえで必要な居住の場を提供し、主に夜間において入浴、排泄または食事の介護、相談等の日常生活上の援助を行います。							
③施設入所支援		実人 ／月					
施設に入所する人に対し、主に夜間において、居住の場の提供、入浴、排泄、食事等の介助、日常生活上の支援を行います。生活介護や就労継続支援等の日中活動と併せて、日常生活を一体的に支援します。							
④精神障害者の自立生活援助		実人 ／月					
精神に障がいのある人に対し、定期的な訪問を行い、生活面の課題や体調の確認し、助言や医療機関等との連絡調整を行います。							
⑤精神障害者の共同生活援助		実人 ／月					
精神に障がいのある人に対し、地域において自立した生活を営むうえで必要な居住の場を提供し、主に夜間において入浴、排泄または食事の介護等の援助を行います。							
⑥重度障害者の共同生活援助(グループホーム)		実人 ／月					
	うち強度行動障害	実人 ／月					
	うち高次脳機能障害	実人 ／月					
	うち医療的ケアを必要とする者	実人 ／月					

(4) 相談支援

項目	単位	実績	第8期計画			
内容		2025	2027	2028	2029	
①計画相談支援 ●サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成します。支給決定後には、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画を作成します。 ●継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況を検証（モニタリング）し、サービス事業者等との連絡調整等を行います。	実人／月					
②地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する 18 歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。	実人／月					
③地域定着支援 居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。	実人／月					
④精神障害者の地域移行支援 精神に障がいのある人を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。	実人／月					
⑤精神障害者の地域定着支援 精神に障がいのある人を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。	実人／月					

3. 障害児福祉サービス等の見込量

項目	単位	実績	第4期計画			
内容		2025	2027	2028	2029	
①児童発達支援 未就学の障がいのある子どもに、通所により日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	実人 ／月					
	日数 ／月					
②放課後等デイサービス 学校に通学する障がいのある子どもに、放課後又は夏休み等の休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。	実人 ／月					
	日数 ／月					
③保育所等訪問支援 保育園等を利用する障がいのある子どもに対し、訪問により集団生活への適応のための訓練や施設のスタッフへの支援を行います。	実人 ／月					
	日数 ／月					
④居宅訪問型児童発達支援 重度の障がい等の状態にあり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに対し、居宅を訪問して児童発達支援等を行います。	実人 ／月					
	日数 ／月					
⑤障害児相談支援 ●障害児支援利用援助 障害児通所支援申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成します。支給決定後にはサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画を作成します。 ●継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況を検証（モニタリング）し、サービス事業者等との連絡調整等を行います。	実人 ／月					
	日数 ／月					
⑥医療的ケア児コーディネーターの配置 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置促進を図ります。	実人数					

※ 日数／月 ＝ 1カ月あたりの総利用日数の平均

4. 地域生活支援事業等の見込量

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に規定された事業の１つであり、障がいのある人がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施する事業です。

地域生活支援事業は、障害者総合支援法で定められている「必須事業」と市町村が独自で基準を定めて実施する「任意事業」に大別されます。

(1) 必須事業

項目	単位	実績	第8期計画		
内容		2025	2027	2028	2029
①理解促進研修・啓発事業 障がいのある人への理解を深めるための研修や啓発活動等を行います。	回数				
②自発的活動支援事業 障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。	有無				
③相談支援機能強化事業・基幹相談支援センター等機能強化事業 相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援機能の強化を図ります。 また、市及び関係機関、相談支援事業所等の支援機関が障がいのある人の情報を共有するため、基幹相談支援センターを中心として連携を図りながら相談に応じています。	相談支援機能強化事業				
	有無				
	基幹相談支援センター				
	有無				

内容	単位	実績	第8期計画		
		2025	2027	2028	2029
④成年後見制度利用支援事業 成年後見制度の利用が有効と認められる知的または精神に障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援するため、申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。	有無				
⑤成年後見制度法人後見支援事業 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の養成を行い、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援します。また、社会福祉協議会、社会福祉課及び高齢者福祉課と連携を図り、法人後見の活動を支援します。	有無				
⑥意思疎通支援事業 聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人の円滑な意思疎通のために、障がい福祉課に手話通訳者を設置し、市役所内での申請手続き等における手話通訳等を行います。また、利用者からの申請により、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。	利用者数 (延)				
⑦手話奉仕員養成研修事業 聴覚障がいのある人等との交流活動の促進、市町村の広報活動等の支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。	受講者数 (実)				

項目		単位	実績	第8期計画			
内容			2025	2027	2028	2029	
⑧日常生活用具給付等事業 在宅の障がいのある人の日常生活上の便宜を図ることを目的として、対象の方に自立生活支援用具等の給付を行います。 また、手すりの取付け等の住環境の改善を行う場合に、改修工事費の一部を給付します。	介護・訓練支援用具	件数					
	在宅療養等支援用具	件数					
	排泄管理支援用具	件数					
	自立生活支援用具	件数					
	情報・意思疎通支援用具	件数					
	住宅改修費給付事業	件数					
⑨移動支援事業 外での移動が困難な障がいのある人について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際に、ヘルパー派遣の支援を行います。		実人数					
		利用時間／年					
⑩地域活動支援センター機能強化事業 I型／II型／III型 ●地域活動支援センターI型では、相談支援事業に加え、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民のボランティア育成、障がいに対する理解促進のための普及啓発等の事業を実施します。 ●地域活動支援センターII型（印西市立作業所コスモス）では、創作的活動・生産機会を提供するとともに、雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施します。 ●地域活動支援センターIII型では、創作的活動・生産機会を提供するとともに、社会との交流の促進等のサービスを実施します。		I型利用者数					
		II型利用者数					
		III型利用者数					

(2) 任意事業

項目	単位	実績	第8期計画			
内容		2025	2027	2028	2029	
①訪問入浴サービス事業 居宅において常に寝たきりの状態で、自宅で入浴することが困難な 65 歳未満の寝たきりの心身障がいのある人(手帳所持者)の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、対象者 1 人につき週 2 回以内で移動入浴車を派遣し入浴サービスを提供します。	実利用者数					
②日中一時支援事業 障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、一時的な見守り等の支援が必要と認められる障がいのある人に対し、日中における活動の場を確保し、見守り・社会に適応するための日常的な訓練その他市町村が認めた支援を行います。	実利用者数					
③障害児放課後対策事業 印西市立クリオネクラブでは、市内在住の障がいのある子どもが放課後や学校休業日を友達等と過ごす憩いの場所とすること、家族の就労・一時的な休息を目的としています。	実利用者数／月					
④芸術・文化講座開催等事業 障がいのある人の芸術・文化活動を振興するため、作品展や音楽会等芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障がいのある人の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。本市では、年に 1 回開催している「印西市障がい者作品展(いんざいアートフェス)」を本事業に位置づけます。	回数					

内容	単位	実績	第8期計画		
		2025	2027	2028	2029
⑤障害者自動車運転免許取得助成事業 身体障がいのある人・知的障がいのある人で免許の取得により就労が見込まれる等、社会活動への参加に効果があると認められる方に対し、自動車運転免許の取得に要した費用（入所料、教材費、適性検査費、教習料、検定料、仮免許取得料その他必要経費）の3分の2以内（上限10万円）を助成します。	利用者数				
⑥身体障害者用自動車改造費助成事業 重度の身体障がいのある人（上肢、下肢または体幹の障害等級が1、2級の方）が就労等に伴い、自ら所有し運転する自動車の操向装置（ハンドル）及び駆動装置（アクセル、ブレーキ）等の一部を改造する必要がある場合、その改造に要する費用の一部（上限10万円）を助成します。	利用者数				
⑦更生訓練費給付事業 社会復帰を促進することを目的として、就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している方及び身体障害者更生援護施設（身体障害者療護施設を除く）に入所している方に更生訓練費を支給します。	利用者数				

(3) その他の事業

項目		単位	実績	第8期計画			
内容			2025	2027	2028	2029	
①発達障害者等に対する支援 発達障害の早期発見・早期支援のため、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付けるための支援を行います。	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数(カッコ内は実施者数)	実人数	○ (○)				
	ペアレントメンターの登録人数	実人数					
	ピアサポート活動への参加人数	実人数					
②救急医療情報キット配布事業 障がいのある人に対し、かかりつけ医療機関、持病、その他救急時に必要な情報を保管する「救急医療情報キット」を配布します。		配布者数					
③視覚障害者支援事業 「障がい福祉のしおり」等を音訳CDにし、視覚に障がいのある人の世帯へ配布するほか、音訳ボランティアの養成講座を実施します。		有無					
④最重度強度行動障害者特別支援補助金助成事業 最重度の強度行動障害のある人の受け入れを支援する事業所に対し、補助金の交付を行います。		有無					
⑤精神に障がいや悩みのある人への支援 精神科医による心の相談会を定期的を実施するほか、集いの場として「心のいずみ」を開催しています。		有無					

※②～⑤は印西市独自事業